



【別紙 5 不開示理由 2 関係の目次】

(別紙 5) 通し番号 2 - 1	1816
(別紙 5) 通し番号 2 - 2	1822
(別紙 5) 通し番号 2 - 3 (同 1 - 1 3 - 2)	1827
(別紙 5) 通し番号 2 - 5	1831
(別紙 5) 通し番号 2 - 9	1836
(別紙 5) 通し番号 2 - 1 0	1841
(別紙 5) 通し番号 2 - 1 1	1846
(別紙 5) 通し番号 2 - 1 2 (同 1 - 3 4 - 2 を含む。)	1852
(別紙 5) 通し番号 2 - 1 3	1862
(別紙 5) 通し番号 2 - 1 4	1866
(別紙 5) 通し番号 2 - 1 6	1874
(別紙 5) 通し番号 2 - 1 8	1881
(別紙 5) 通し番号 2 - 1 9	1887
(別紙 5) 通し番号 2 - 2 0	1895
(別紙 5) 通し番号 2 - 2 1	1902
(別紙 5) 通し番号 2 - 2 2	1906
(別紙 5) 通し番号 2 - 2 4	1911
(別紙 5) 通し番号 2 - 2 5	1915
(別紙 5) 通し番号 2 - 2 6	1920
(別紙 5) 通し番号 2 - 2 7	1926
(別紙 5) 通し番号 2 - 2 8	1931
(別紙 5) 通し番号 2 - 2 9	1936
(別紙 5) 通し番号 2 - 3 0	1942
(別紙 5) 通し番号 2 - 3 1	1949
(別紙 5) 通し番号 2 - 3 2	1950

(別紙5) 通し番号2-33	1957
(別紙5) 通し番号2-34	1961
(別紙5) 通し番号2-36	1968
(別紙5) 通し番号2-37	1976
(別紙5) 通し番号2-38	1982
(別紙5) 通し番号2-39	1987
(別紙5) 通し番号2-40	1996
(別紙5) 通し番号2-41	2001
(別紙5) 通し番号2-45	2006
(別紙5) 通し番号2-46	2017
(別紙5) 通し番号2-47	2021
(別紙5) 通し番号2-48	2025
(別紙5) 通し番号2-49	2030
(別紙5) 通し番号2-50	2039
(別紙5) 通し番号2-52	2044
(別紙5) 通し番号2-55	2049
(別紙5) 通し番号2-59	2054
(別紙5) 通し番号2-60	2063
(別紙5) 通し番号2-61	2068
(別紙5) 通し番号2-64	2073
(別紙5) 通し番号2-65	2076
(別紙5) 通し番号2-66	2080
(別紙5) 通し番号2-67	2087
(別紙5) 通し番号2-68	2091
(別紙5) 通し番号2-70	2097
(別紙5) 通し番号2-71	2103

(別紙5) 通し番号 2-72	2107
(別紙5) 通し番号 2-79	2111
(別紙5) 通し番号 2-80	2117
(別紙5) 通し番号 2-87~2-88	2122
(別紙5) 通し番号 2-89	2126
(別紙5) 通し番号 2-92	2134
(別紙5) 通し番号 2-93	2138
(別紙5) 通し番号 2-96	2143
(別紙5) 通し番号 2-102-2 (同 1-248)	2148
(別紙5) 通し番号 2-106	2153
(別紙5) 通し番号 2-107	2157
(別紙5) 通し番号 2-108	2163
(別紙5) 通し番号 2-109	2169

(別紙5) 通し番号2-1

第1 前提事実(各論)

- 1 通し番号2-1の文書(文書677)は、外務省北東アジア課が作成した文書であって、昭和38年12月13日、同月19日、同月26日、昭和39年1月14日、同月17日に各々開催された第41回から第45回までの「日韓予備交渉法的地位関係会合」(以下「会合」という。)における日本側及び韓国側の各出席者の発言要旨等が記録されている。
- 2 通し番号2-1の文書の不開示部分は、20ページ(-20-)下から6行目から21ページ(-21-)上から2行目までの約8行分であり、昭和39年1月14日に開催された第44回会合において、在日韓国人の法的地位に関し、韓国側の李局長が、在日韓国人の帰化を思想的な面で許可しないということはあるかと尋ねたのに対し、日本側の星課長が回答した日本政府による具体的運用についての率直な見解又は日本政府の非公式の見解が記録されている。

(乙A85)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

(1) 不開示理由

通し番号2-1の文書の不開示部分に記録されている情報は、在日韓国人の帰化の許可要件について、思想的な面で帰化を許可しない場合があるかという極めてデリケートな問題に対する日本側の本音ともいうべき率直な見解又は日本政府の非公式の見解であり、これを公にすると、日本政府が韓国政府との間において水面下で行った協議における率直な発言内容や帰化の運用についての非公式見解が明らかになることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(情報公開法5条

3号及び6号)。

(2) 原告らの主張に対する再反論

国籍法に基づく外国人の帰化に関する政策及びその運用は国家主権に関わる事項であり、個々の外国人の法的権利義務とも関係しており、日本政府部内で慎重に意思決定を行う必要があるものである。とりわけ、朝鮮半島出身者及びその子孫については、特別な歴史的経緯により多数の者が既に我が国に居住していることから帰化政策の運用は細心の注意を要するところ、在日韓国人の帰化を許可する際の個人の思想の取扱いに関する情報、特に、水面下で非公式に伝えた情報は、これを公にすることにより、現在においても、韓国等との信頼関係を損ねるおそれがある(情報公開法5条3号)。

また、このような情報が公になれば、我が国の主権ともいべき帰化政策とその運用に他国政府が干渉するような事態を惹起し、国籍法関係を含めた国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、当該部分の記載内容は情報公開法5条6号に該当する。

2 原告らの主張の要旨

通し番号2-1の文書は、全体にわたって韓国側の李局長が法的地位に関する日本側の運用や取扱いの説明を求めたものであり、それに対する日本政府側の回答も詳細なものであるところ、その不開示部分を含む昭和39年1月14日付の議事録も、日本政府の協定永住、退去強制、協定永住権者の子の帰化、国籍証明書などについての李局長の質問等に答えて、日本側の取扱い実務を詳細に回答したものであり、これらの点については開示されていることからすると、思想が関係する場合の当時の帰化の運用に関する回答部分のみが不開示とされた理由は明らかでない。

そうすると、被告の上記主張によっても、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由は示されていないというべきであり、不開示情報該当性の主張としては不十分で

ある。40年以上も前における帰化の運用についての日本政府の非公式見解が明らかになったからといって、韓国等との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由2に係る不開示情報該当性について

(情報公開法5条3号の該当性について)

(1) 被告において主張立証すべき事情の有無

ア 証拠(乙A85)によれば、通し番号2-1の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりであると認められる。

(7) 通し番号2-1の文書の不開示部分は、昭和39年1月14日付け「日韓予備交渉法的地位関係会合第44回会合」と題する文書にあり、これには、昭和39年1月14日に開催された第44回会合の概要として、①在日韓国人の問題として国内法上の永住許可等を付与するか否かの点、②協定発効前に協定上の退去強制事由に該当した者の取扱いの点、③退去強制事由の麻薬犯についての要件の点、④協定永住権者の子の帰化等の取扱いの点について日韓両政府間で議論された内容が記録されている。なお、当該文書には、日韓両政府間において当該会合での発言内容を非公開とする旨の合意がされたことをうかがわせる記載はない。

(4) 通し番号2-1の文書の不開示部分の前後の記載は、下記のとおりである。

記

次いで、李局長より、思想的な面で帰化を許可しないということはあるかと尋ねたのに対し、星課長より、国籍法第4条第6号によりいわゆる破壊活動に関係した者でないことが帰化の条件となっているが、現在このような者は日本にいない、■■■不開示部分■■■最近貧困という理由で不許可にした事例はほとんどない、在日韓国人の間には一般に帰

化するためには相当金を持っていなければならないという誤解があるようだが、何とか生活していれば帰化を許可しているのが現状である。

次いで、富田次長より、このような点で日本政府の方針に誤解があるようであるので、それを解くような声明を出し、同時に帰化の条件が緩和されたという印象を与えることも検討していると述べ、また、星課長より、交渉妥結の際帰化に関して声明を出すことは可能であると述べたが、李局長は、在日韓国人に安心感を与えるため貧困等はあまり問題にしないということを協定等で触れておく必要があると述べた。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号2-1の文書の不開示部分に記載されている情報は、昭和39年当時における日本政府の帰化の具体的運用として、在日韓国人の帰化の許可要件について思想的な面で帰化を許可しない場合があるかという問題に対し、星課長が韓国側に回答した率直な見解又は日本政府の非公式見解であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号2-1の文書の不開示部分に記載されている情報は、40年以上前に韓国側に伝えられた日本政府の非公式見解であり、しかも在日韓国人の帰化の具体的運用のうち極めて限定された一場面についてのものにすぎず、本件全証拠によっても、当該見解と現在における在日韓国人の帰化の具体的運用との関係は一切明らかにされておらず、また、日韓両政府間において当該発言内容を非公開とする旨の合意がされたと認めるに足りる的確な証拠はないことから、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、我が国の在日韓国人の帰化の運用に関して直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり、韓国との信頼関係を損なったりするなどのおそれがあるものとはいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の

変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ したがって、通し番号2-1の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、結局、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることが推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号2-1の文書に記録されている情報は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

(情報公開法5条6号の該当性について)

(1) 情報公開法5条6号該当性の当てはめ

前記（情報公開法5条3号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号2-1の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと、当該情報は、① 法務大臣の帰化許可についての事務等に関する情報に当たるとしても、② 40年以上前に韓国側に伝えられた日本政府の非公式見解であり、しかも在日韓国人の帰化の具体的運用のうち極めて限定された一場面についてのものであり、現在における在日韓国人の帰化の具体的運用との関係も明らかにされておらず、また、日韓両政府間において当該発言内容を非公開とする旨の合意がされたとは認められないことも併せ考慮すると、これを公にしたとしても、当該事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって、通し番号2-1の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、これを公にすることにより、当該事務又は事業の

適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号 2-1 の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法 5 条 6 号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号 2-1 の文書の不開示部分に記録されている情報に係るものは、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号2-2

第1 前提事実 (各論)

通し番号2-2の文書(文書1074)は、外務省北東アジア課が作成した「第四次日韓全面会談における在日韓人の法的地位に関する委員会の第4回会合」と題する文書であり、昭和33年6月9日に開催された在日韓国人の法的地位に関する日韓会合の要旨が記録されているものであり、このうち不開示部分は、2ページ(-2-)左から2行目から3ページ(-3-)右から8文字までの部分であり、在日韓国人の法的地位としての悪質犯罪者の取扱いに関して、上記日韓会合において日本側の勝野主査が述べた悪質犯罪者を嫌悪した忌避的な見解が記録されている。

(乙A86)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号2-2の文書の不開示部分に記録されている情報は、在日韓国人の法的地位に関する日韓会合において、日本側の勝野主査が述べた悪質犯罪者に対する取扱いについての率直な見解であって日本政府の非公式見解であり、日本政府が韓国政府との間において水面下で行った協議における発言とはいえ、細心の注意をもって行われる必要がある在日韓国人の処遇に関する情報であるから、公にすることにより、日本政府が韓国政府との間において水面下で行った協議における率直な発言内容が明らかになり、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある。また、国家主権に関わる外国人の出入国及び在留に関する政策とその運用について他国政府の干渉を受けることとなれば、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(情報公開法5条3号及び6号)。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由は明らかにされておらず、不開示情報該当性の主張としては不十分である。また、通し番号2-2の文書の不開示部分に記録されている情報は、たった2行程度の発言内容であることを踏まえると、40年以上も前における悪質犯罪者を嫌悪した忌避的な見解であったとしても、これまでに追加開示された外国要人発言等と同趣旨の見解であることが推測される以上、このような非公式見解が明らかになったからといって、韓国等との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由2に係る不開示情報該当性について

(情報公開法5条3号の該当性について)

(1) 被告において主張立証すべき事情の有無

ア 証拠(乙A86)によれば、通し番号2-2の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりであると認められる。

(ア) 通し番号2-2の文書は、昭和33年6月9日に開催された第四次日韓全面会談における在日韓人の法的地位に関する委員会第4回会合の議事要旨として、日本政府が終戦前から在日韓国人に対して払っていたある種の特別な考慮についての日本側の説明及びこれに関する質疑等が記録されている。なお、当該文書には、日韓両政府間において当該会合での発言内容を非公開とする旨の合意がされたことをうかがわせる記載はない。

(イ) 通し番号2-2の文書の不開示部分は、勝野主査がした日本政府が終戦前から在日韓国人に対して払っていたある種の特別な考慮についての日本側の説明部分にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

- (イ) 入国管理令によれば、一般には日本国籍を失った者は一定期間以内に在留資格の取得を申請してこれを得られなければ日本に在ることができないこととなっているが、1945年9月2日以前から日本に居住していた韓人については、日韓間に新しい合意ができるまでは、そういう人々に当てる混乱を避けるため、当分の間、在留資格なくして在留できる旨を法律で規定して、日本に居住できることになっている。
- (ロ) 平和条約の発効によって在日韓人は日本の国籍を失ったが、その後日本で生まれた子供については、これまた一般外国人の場合と異なり、申請を待って3年を期間とする在留資格を与えている。
- (ハ) 生活困窮者、らい患者、精神病者等普通の刑事犯罪者と異なる者でしかも入管令からいって強制退去の基準に該当する者でも、終戦前からの在日韓人に対しては特別の配慮を払って強制送還をしないように自制している。
- (ニ) 我が国としては、悪質犯罪者については、■■■不開示部分■■■ある種の者に対しては在留特別許可を与え、ある種の者に対しては、仮放免をして暫定的に日本に居住せしめている。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号2-2の文書の不開示部分に記録されている情報は、終戦前から昭和33年頃までの我が国における在日韓国人の法的地位としての悪質犯罪者の取扱いに関して、勝野主査が述べた悪質犯罪者を嫌悪した忌避的な見解であって非公式な見解であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号2-2の文書の不開示部分に記録されている情報は、40年以上前に韓国側に伝えられた日本政府の非公式見解であり、しかも単に終戦前から昭和33年頃までの日本政府による在日韓国人の取扱いを説明するに当たり述べられた悪質犯罪者を嫌悪した忌避的な見解にすぎず、本件全証拠によっても、当該見解と現在における在日韓国

人の在留特別許可等の具体的運用との関係は一切明らかにされておらず、また、日韓両政府間において当該発言内容を非公開とする旨の合意がされたと認めるに足りる的確な証拠もないから、その後、日韓間で日韓基本条約及び法的地位協定が締結され、日本国内でも在日朝鮮人の法的地位に関する法整備が行われたことなど、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、終戦前から昭和33年頃までの我が国における在日韓国人の法的地位としての悪質犯罪者の取扱いに関して直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり、韓国との信頼関係を損なったりするなどのおそれがあるものとはいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ したがって、通し番号2-2の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、結局、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることが推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号2-2の文書に記録されている情報は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

(情報公開法5条6号の該当性について)

(1) 情報公開法5条6号該当性の当てはめ

前記（情報公開法5条3号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号2-2の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の

前後の記載内容等)に照らすと、当該情報は、① 法務大臣の在日韓国人に対する在留資格付与事務等に関する情報に当たるとしても、② 40年以上前に韓国側に伝えられた日本政府の非公式見解であり、しかも単に終戦前から昭和33年頃までの日本政府による在日韓国人の取扱いを説明するに当たり述べられた悪質犯罪者を嫌悪した忌避的な見解にすぎず、日韓両政府間において当該発言内容を非公開とする旨の合意がされたとは認められないことを併せ考慮すると、これを公にしたとしても、当該事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって、通し番号2-2の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、これを公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号2-2の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条6号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号2-2の文書の不開示部分に記録されている情報に係るものは、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号2-3 (同1-13-2)

第1 前提事実 (各論)

- 1 通し番号2-3 (同1-13-2) の文書 (文書391) は、外務省が作成した「条文作成交渉と日韓条約諸協定の調印」と題する文書の「7. 最後の政治会談」～「附. 署名された日韓条約諸協定」の各項に相当する部分であり、日韓国交正常化に向けた財産権請求問題、漁業問題、在日朝鮮人の国籍処遇問題、経済協力問題等をめぐる日韓会談の経緯、今後の対策等が具体的に記録されている。
- 2 通し番号2-3 (同1-13-2) の文書のうち不開示理由2に係る不開示部分は、359ページから381ページまで (358-に「次ページ以下23ページ不開示」と記載された当該ページ部分) であり、公にしないとの条件で外部の法人から任意に提供された文書にあり、請求権協定に基づき、日韓間の財産請求権問題、経済協力問題に関わる資金供与及び貸付けについての日本政府と韓国政府との間における契約についての情報が記録されている。

(乙A87)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号2-3の文書の不開示部分に記録されている情報は、日韓間の財産請求権問題、経済協力問題についての日本政府と韓国政府との間における公表を前提としない「案」の段階の契約に関する情報であるから、公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれ又は北朝鮮との国交正常化交渉において我が国が交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。また、北朝鮮との国交正常化交渉において、我が国が交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当な理由がある (情報

公開法 5 条 3 号及び 6 号)。

さらに、上記情報が記録されている部分は、公にしないとの条件で外部の法人から任意に提供された文書にあり、当該情報が契約に関する情報であることから、公にすることにより、当該法人の正当な利益を害するおそれがある(情報公開法 5 条 2 号)。

なお、情報公開法 5 条は、不開示情報該当性の判断要素として、原告らが指摘するような時間的要素は考慮要素に含めておらず、原告らの主張は理由がない。

2 原告らの主張の要旨

- (1) 被告の上記主張によっても、韓国又は北朝鮮との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由は明らかにされていないというべきであり、不開示情報該当性の主張としては不十分である。

そもそも通し番号 1-13-2 の文書は、日韓会談当時のものにすぎないところ、植民地支配正当論から植民地支配不当論への日本政府の歴史認識の変化という日韓会談後約半世紀の歳月がもたらした変化、日韓国民間での友好関係促進、日朝間での友好的国交樹立への寄与、東北アジアの平和構築への寄与といった日韓会談文書全面公開が日本国民にもたらす利益(文書公開の公益性)、日本の外交政策が後世の検証を受ける必然性、時の経過の考慮と 30 年ルール等に照らせば、これを現在の国際状況の中で公開できないとする理由はなく、日本政府と韓国政府との間における公表を前提としない「案」の段階の契約に関する情報といっても、これを公にすることにより、韓国等との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。

- (2) 行政文書に記録されている情報が情報公開法 5 条 2 号の不開示情報に該当するためには、客観的にみて、当該法人等が属する業界、業種において、非

公開とする慣行が存在するか否かの検討が必要であるところ（情報公開法の改正を議論した行政透明化検討チームの取りまとめにおいても、安易な不開示の判断を抑制し、行政機関等による情報開示を一層促進するために、任意提供情報を不開示とする規定を削除する方向が示され、代わって同条6号の事務事業情報によって判断されることとなっている。甲15.5参照）、被告の上記主張によっても、どのような正当な利益が害されるかすら特定されておらず、何ら合理的な説明はされていないし、通し番号1-13-2の文書は、約40年近く前の「契約」にすぎず、現時点でこれを公にしたとしても、将来の協力が得られなくなるという関係にあるとはいえないから、同号該当性は認められない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由2に係る不開示情報該当性について

（情報公開法5条3号の該当性について）

(1) 被告において主張立証すべき事情の有無

ア 前提事実（各論）によれば、通し番号2-3（同1-13-2）の文書の不開示部分に記録されている情報は、請求権協定に基づき、日韓間の財産請求権問題、経済協力問題に関わる資金供与及び貸付けについての日本政府と韓国政府との間における契約についての情報であり、公にしないと条件で外部の法人から任意に提供された文書にある。

イ そうであるとすれば、通し番号2-3（同1-13-2）の文書の不開示部分に記録されている上記情報は、そもそも日韓両政府間で請求権協定に基づき締結された契約の内容に係るものであって、公にされることを予定していないものであり、しかも当該契約の内容が日朝国交正常化交渉の対象となり得る経済協力問題に係る資金供与及び貸付けについてのものであることに加え、本件全証拠によっても、現在、日韓両政府間の上記契約の内容が公表されていると認めるに足りる的確な証拠がないことを総合す

れば、一般に韓国において韓国側が保有する日韓会談に係る行政文書が公開されていることなど、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は典型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮側が上記契約の内容を把握することが可能となり、日朝国交正常化交渉において日本政府が不利な立場におかれる可能性がないとはいえず、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号2-3（同1-13-2）の文書の不開示部分に記録されている情報を情報公開法5条3号に該当するとして不開示とした外務大臣の判断が合理性を持つものとして許容される限度を超えたものということとはできない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号2-3（同1-13-2）の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号2-3（同1-13-2）の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、その余の点を検討するまでもなく、適法である。

(別紙5) 通し番号2-5

第1 前提事実 (各論)

1 通し番号2-5の文書(文書437)は、不法入国者名簿、「交換名簿に記載された大村収容者980名の内訳」と題する文書、「日韓会談及び相互送還に関する交渉経過通報に関する件」と題する文書等の不法入国者に対する対応や大村収容所に収容されていた韓国人の送還事業等に関して法務省、外務省が各々作成した内部文書である。

2 通し番号2-5の文書の不開示部分は、次の部分である。

① 124ページ(-27-)下から2行目から125ページ(-28-)上から3行目までの約5行分(以下「不開示部分①」という。)

大村収容所に収容されていた韓国人の第1次送還事業を実施した際の具体的な状況について、法務省入国管理局次長が外務省北東アジア課長に報告した内容、つまり、大村収容所に収容されていた韓国人の第1次送還事業を実施した後、入国管理局より外務省に対して個別具体的な韓国人の送還の様子を連絡した具体的な報告である。

② 184ページ及び185ページ(-59-)に「次ページ以下2ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分②」という。)

大村収容所に収容されていた韓国人送還事業において韓国に送還された特定の韓国人に関する情報が具体的に記録されており、具体的には、大村収容所に収容されていた韓国人の送還事業により韓国に送還された特定の韓国人についての送還後の韓国側の対応を含む具体的な情報である。

(乙A89)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

(1) 不開示部分①について

通し番号2-5の文書の不開示部分①に記録されている情報は、大村収容所に収容されていた韓国人の第1次送還事業を実施した際の具体的状況について政府内部における内部報告で、送還された韓国人らの個別具体的な状況であるから、公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法5条3号及び6号）。

(2) 不開示部分②について

通し番号2-5の文書の不開示部分②に記録されている情報は、大村収容所に収容されていた韓国人の送還事業により韓国に送還された特定の韓国人に関する情報である上、韓国に送還する際及び送還された後における韓国側の対応を含む具体的情報であるから、このような韓国人を送還した際の具体的情報を公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがある（情報公開法5条3号）、また、現在でも共通の外国人の送還業務の手法や政府部内の連絡体制が明らかにされることから、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（同条6号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由は何ら示されておらず、不開示情報該当性の主張として不十分である。40年以上も前における報告内容等の情報が明らかになったからといって、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。また、40年以上も前における韓国人の送還業務の手法や政府部内での連絡体制についての情報が明らかになったからといって、現在における外国人の送還業務に支障を与える蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由2に係る不開示情報該当性について

(情報公開法5条3号の該当性について)

(1) 被告において主張立証すべき事情の有無

ア 証拠(乙A89)によれば、通し番号2-5の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりであると認められる。

(ア) 不開示部分①は、北東アジア課作成の昭和35年3月28日付け「大村収容韓人送還実施に関する件(I)」と題する文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

本日午後3時30分、入管近藤次長より中川課長に電話連絡あり、次のとおり通報越した。

- 1 大村収容所収容韓人第1次送還は、本日午後2時30分乗船完了、予定どおり出港予定であり、明朝7時釜山到着の予定であるので、右、韓国代表部に通報ありたい。■■■不開示部分■■■
- 2 現在、大村に出張中の辛澈善書記官は、第二次○○○不法入国者315名のチェックに○○し、2日程度で同チェックを完了すると思われる由
- 3 いわゆる樺太組10名について、辛書記官がチェックの結果、韓国への帰国希望を表明しているので、同書記官も同10名が送還対象とされるよう現地入管に希望している由

(イ) 不開示部分②は、北東アジア課作成の昭和35年4月9日付け「大村収容韓人第3次送還に関する件」と題する文書と法務省入管局長作成の昭和35年4月16日付け「送還完了通報について」と題する文書の間に存する題名不詳の文書(全2ページ)中にある。

イ 前提事実及び上記アの認定事実に照らすと、通し番号2-5の文書の不開示部分に記載されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(ア) 不開示部分①に記録されている情報は、昭和35年3月、大村収容所に収容されていた韓国人の第1次送還事業を実施した後、入国管理局より外務省に対して報告された個別具体的な韓国人の送還の様子である。

(イ) 不開示部分②に記録されている情報は、昭和35年当時における大村収容所に収容されていた韓国人の送還事業により韓国に送還された特定の韓国人についての送還後の韓国側の対応を含む具体的情報である。

ウ そうであるとすれば、通し番号2-5の文書の不開示部分に記録されている情報は、40年以上前に実施された大村収容所に収容された韓国人の送還事業の具体的状況という事実の報告を主とするものであり、当該送還事業自体が日韓両政府の合意に基づき両政府の関与の下で実施されたものであることに照らすと、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、韓国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるとはいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ したがって、通し番号2-5の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、結局、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号2-5の文書に記録されている情報は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

(情報公開法 5 条 6 号の該当性について)

(1) 情報公開法 5 条 6 号該当性の当てはめ

前記（情報公開法 5 条 3 号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号 2 - 5 の文書の不開示部分に記載されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと、当該情報は、① 日本政府による外国人の退去強制手続等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても、② 40 年以上前に実施された大村収容所に収容された韓国人の送還事業の具体的状況という事実の報告を主とするものであり、当該送還事業自体が日韓両政府の合意に基づき両政府の関与の下で実施されたものであり、日本政府が現在の出入国管理法令に基づいて行う外国人の退去強制手続等とは事情を異にすることを併せ考慮すると、これを公にしたとしても、当該事務等の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって、通し番号 2 - 5 の文書の不開示部分に記載されている情報については、被告において、これを公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号 2 - 5 の文書の不開示部分に記載されている情報は、情報公開法 5 条 6 号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号 2 - 5 の文書の不開示部分に記載されている情報に係るものは、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号2-9

第1 前提事実 (各論)

- 1 通し番号2-9の文書(文書1037)は、昭和27年7月4日付けで外務省アジア局第2課が作成した「日韓予備会談開催に関する件」と題する内部文書であり、日韓国交正常化に向けた日韓会談の経緯と現状及び日韓予備会議開催に関する外務省内部の見解が記録されている。
- 2 通し番号2-9の文書うち不開示理由2に係る不開示部分は、5ページ(一5一)左から約3行分であり、「一 日韓国交正常化に向けた日韓会談の経緯と現状」の項目の下、日本政府内部において同会議を再開するための方針を模索した中で、報復的措置をとる場合の韓国側の反応を韓国人の性情から予測した具体的内容が記録されている。

(乙A93)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号2-9の文書の不開示部分に記録されている情報は、日韓会談の現状分析及び日韓会談を再開するための方針について外務省内部で検討した結果である上、あくまで外務省内部における見解であり、日本政府の立場が対外的に誤解される結果となることが懸念されるものであるから、これを公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(情報公開法5条3号)。また、このような外務省内部での検討における見解まで公開されることになれば、今後、政府内部において萎縮効果が生じ、懸案事項に関する政府内部の率直な意見交換が妨げられるおそれがあるから、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(同条6号)。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由は何ら示されておらず、不開示情報該当性の主張として不十分である。被告は、不開示情報が「あくまで外務省内部における見解」と主張するが、40年以上も前の外務省における「韓国人の性情」に関する認識が明らかになったからといって、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由2に係る不開示情報該当性について

(情報公開法5条3号の該当性について)

(1) 被告において主張立証すべき事情の有無

ア 証拠(乙A93)によれば、通し番号2-9の文書の不開示部分の前後の記載は、下記のとおりであると認められる。

記

一 経緯及び現在の情勢

(一) 本年2月以降行われた日韓会談は、韓国側が我が方において請求権問題に対する主張を撤回しない限り既にほとんど妥結に達していた(一)国籍処遇、(二)船舶、(三)基本関係に関する3協定についてもファイナライズせずと主張したことにより停滞に陥り、事後中絶の状況にある。

(二) その後(3月8日)韓国側は会談再開の希望を申述したが、我が方は、会談中絶の経緯に鑑み、韓国側が建設的アイデアをもってアプローチし来るにあらざれば漫然会談の再開に応じ得ずとの態度を持していた。

また、我が方の右態度維持については、当初6月23日に予定された韓国大統領選挙を控え、韓国側においても会談を国内政治に利用せ

んとする動きが見られたので、選挙騒ぎの沈静化を待つこととし、選挙後における韓国当局の動向を見極めることが適当であるとの考慮も働いていた。

(三) 韓国側は、その後も態度の変更の見るべきものなく、却って本国及び米国において○を強いるプレスキャンペーンに専念し、あるいは米国をして請求権問題に介入せしめんとする動きがあったが、最近に至っては、更に送還の慣行の確立している登録令違反者の引渡拒否の手続により会談再開を我に強いんとするに至った。

(四) 右のごとき情勢に対し、我が方としては、あくまで持久作戦をとりかたがた中華民国と同種の協定を進行することにより韓国の反省を促すこと、あるいは報復的措置を講ずることにより先方の反省を促すこと等の手段により時を稼ぎつつ、かたがた韓国政情の落ち着くところを見極める方途も考えられた。

(五) 然し(イ)■■■不開示部分■■■結局適当な機をとらえて何らか話し合いにより懸案の解決を求めるよりほか途なきこと、(ロ)非共産側たる韓国居留民団側分子も最近においては日韓会談の再開をスローガンとするに至り、本件をあまり長く放置するときは我が方朝鮮人指導対策、国内○○に対する考慮等よりもおもしろからず、ひいては政務者の責任問題ともなるおそれあること、(ハ)韓国の政情もようやく李政権の持続の見通しの付いてきたこと等の諸考慮より、良ききっかけを見つけて会談再開を計るべき時期に来たことが感ぜられるに至った。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号2-9の文書の不開示部分に記録されている情報は、日韓会談を再開する方策として報復的措置をとる場合の韓国側の反応を韓国人の性情から予測した具体的内容であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号2-9の文書の不開示部分に記録されて

いる情報は、日本政府の日韓会談における対処方針等の政策判断そのものではなく、40年以上前の日韓会談が中断していた時期に日本政府が検討した措置に対する韓国側の反応に関する推測的見解であり、本件全証拠によっても、当該見解が現在においてもなお一般的に韓国国民が日本政府から蔑視され又は日本政府によりその自尊心を害されたなどと感じ得るものであると認めるに足りる的確な証拠はなく、単にその表現が韓国側に心理的な不快感を与え得るというものにすぎないと考えられるから、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、現在の日本政府の韓国に対する対応に関して直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり、韓国との信頼関係を損なったりするなどのおそれがあるものとはいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ したがって、通し番号2-9の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、結局、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号2-9の文書の不開示部分に記録されている情報は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

(情報公開法5条6号の該当性について)

(1) 情報公開法5条6号該当性の当てはめ

前記（情報公開法5条3号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号2-9の文書の不開示部分に記載されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと、当該情報は、① 日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても、② 40年以上前の日韓会談が中断していた時期に日本政府が検討した措置に対する韓国側の反応に関する推測的見解にすぎないことも併せ考慮すると、これを公にしたとしても、当該事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって、通し番号2-9の文書の不開示部分に記載されている情報については、被告において、これを公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号2-9の文書の不開示部分に記載されている情報は、情報公開法5条6号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号2-9の文書の不開示理由2に係る不開示部分に記載されている情報に係るものは、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号 2-10

第1 前提事実 (各論)

- 1 通し番号 2-10 の文書 (文書 1046) は、外務省アジア局第 2 課が作成した「日韓会談再開に関する第 1 回省内打合会議事要旨」と題する内部文書で、昭和 28 年 1 月 23 日に日韓会談再開に向けて開催された第 1 回省内打合せ会議の議事録であり、当該省内打合せ会において、担当課長から「日韓会談再開の基本条件」に関する提案理由及び案の説明等がされた後に行われた出席者間の質疑応答の結果が問答体で記録されている。
- 2 通し番号 2-10 の文書のうち不開示理由 2 に係る不開示部分は、10 ページ (- 10 -) 右から 4 行目から 5 行目までの約 2 行分であり、外務省内打合せ会の記録中であって、請求権問題を解決するため、日韓両国に影響力を有する米国にいわゆる仲介の形で協力を求めた際の米国政府の対応状況が記録されている。

(以上につき、乙 B 94)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号 2-10 の文書の不開示部分に記録されている情報は、日韓間における懸案事項の一つである「請求権問題」を解決するため、米国政府に協力を求めた際の米国政府の対応状況であるから、公にすることにより、韓国のみならず米国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、今後、米側との間で素直な意見交換を行うことを阻害するおそれがあるから、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある (情報公開法 5 条 3 号及び 6 号)。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、韓国のみならずアメリカ合衆国との間で、現在

及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由が何ら示されておらず、不開示情報該当性の主張として不十分である。40年以上も前における日韓の請求権問題解決へのアメリカの関与状況が明らかになったからといって、韓国等との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由2に係る不開示情報該当性について

(情報公開法5条3号の該当性について)

(1) 被告において主張立証すべき事情の有無

ア 証拠(乙B94)によれば、通し番号2-10の文書の不開示部分の前後の記載は、下記のとおりであると認められる。

記

(大野) 韓国、特に梁大使は、米国に働きかけている。我が方も米国に働きかけてあるが、更にこれを推進する必要がある。居中調停は、体面上やって貰うわけにゆかないが、事実上の口添えとして貰う線に持って行きたい。

(次官) 場合によっては、そういうことにもなるう。

(広田) 本件請求権法理論に関しては、昨年4月28日付けの米国国務省のステートメントにおいてdirect(give upの意)云々の語がある。

■■■不開示部分■■■

(次官) 2つのポイントがある。1は、交渉の大方針を閣議で決定すること、2は、それに基づいて交渉のきっかけを作ることである。大臣からは、李大統領の来日により会談再開の機運が動いているから、日本としても新たな構想の下にこれを行いたい、これに対する韓国の意向如何及び日本がミッションを釜山におく案に対する先方の意向如何の2点について、金公使を通じて韓国の気持ちを打診する

ように言われている。交渉方針については、本案にはオルターナティブな点があるから、もう少しボイル・ダウンして閣議にかけられるような形にできないか。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号2-10の文書の不開示部分に記載されている情報は、昭和28年当時、請求権問題を解決するため、日韓両国に影響力を有する米国にいわゆる仲介の形で協力を求めた際の米国政府の対応状況の概要であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号2-10の文書の不開示部分に記載されている情報は、日本政府が米国政府から入手した日韓間の請求権問題の解決のための仲介に関する米国政府の見解等に係るものであり、しかも昭和28年当時のものにすぎないところ、① 米国政府が日本政府に当該見解等を示してから本件各処分に至るまでに既に40年以上経過しており、その間に日韓両国を含む国際情勢は刻々と変化を続け、日韓間では、既に請求権協定が締結され、請求権問題が解決するなど、当該見解が示された当時と本件各処分時とではその前提となった状況等が著しく変化していること、② 本件各文書の一部不開示部分には外務省職員等が他国の政府関係者等から聴取するなどした情報が含まれていること（例えば、乙A64参照）、③ 外交文書の情報公開に関し、米国では、大統領命令による秘密指定制度において、一定の例外を認めつつも、自動的な秘密指定解除の仕組みが採用されていること等に照らすと、これを公にしたことにより、一般的又は典型的にみて、直ちに韓国又は米国との信頼関係を損なうおそれがあるとはいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ したがって、通し番号2-10の文書の不開示部分に記載されている上

記情報については、結局、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号2-10の文書の不開示部分に記録されている情報は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

(情報公開法5条6号の該当性について)

(1) 情報公開法5条6号該当性の当てはめ

前記（情報公開法5条3号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号2-10の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと、当該情報は、① 日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても、② 日本政府が米国政府から入手した日韓間の請求権問題の解決のための仲介に関する米国政府の見解等に係るものであり、しかも昭和28年当時のものにすぎないことも併せ考慮すると、これを公にしたとしても、当該事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって、通し番号2-10の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、これを公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号2-10の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条6号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号2-10の文書の不開示理由2に係る不開示部分に記録されている情報に係るものは、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号2-11

第1 前提事実(各論)

- 1 通し番号2-11の文書(文書1052)は、昭和28年4月20日付けで外務省アジア局第2課が作成した「日韓交渉に関する第1回各省打合会次第」と題する内部文書であり、同年4月14日に、外務省、法務省、大蔵省、運輸省、通産省及び農林省の各関係者が出席して開催された日韓交渉の再開に関する第1回各省打合せ会における協議内容の要旨等が記録されている。
- 2 通し番号2-11の文書の不開示部分は、次の部分であり、いずれも、上記打合せ会において、在日韓国人関連の問題について、鈴木法務省入国管理局長が発言した見解及び下田外務省条約局長が発言した見解の一部であって、記録されている情報は、関係省庁打合せ会合において、在日韓国人の国籍処遇問題について忌憚なく意見交換した際に提起された意見が記録されている。
 - ① 19ページ(-19-)左から2行目から1行目までの約1行分(以下「不開示部分①」という。)
 - ② 20ページ(-20-)左から1行目から21ページ(-21-)右から5行目までの約6行分(以下「不開示部分②」という。)
 - ③ 41ページ(-41-)左から1行目から42ページ(-42-)右から4行目までの約5行分(以下「不開示部分③」という。)

(以上につき、乙A95)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号2-11の文書の不開示部分①～③に記録されている情報は、日韓における懸案事項の一つである「国籍処遇問題」に関する政府部内での打合せにおける、在日韓国人に対する率直かつ忌憚のない意見であるから、これを公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の

長が認めることにつき相当の理由があり、また、今後、懸案問題に関する政府内部の率直な意見交換が妨げられるおそれがあり、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法5条3号及び6号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務や懸案問題に関する政府内部の率直な意見交換に支障を与えると判断した具体的理由は何ら示されておらず、不開示情報該当性の主張としては不十分である。40年以上も前における在日韓国人の国籍処遇問題に関する各省庁の認識状況が明らかになったからといって、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交・行政事務に支障を与える蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由2に係る不開示情報該当性について

(情報公開法5条3号の該当性について)

(1) 被告において主張立証すべき事情の有無

ア 証拠（乙A95）によれば、通し番号2-11の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりであると認められる。

(ア) 不開示部分①及び不開示部分②

久保田代表 中国本土に帰りたい者に対する国府の取扱如何

鈴木局長 中国本土人は台湾に送還しても国府はこれを受け取らない。

下田局長 国府はこれらの中国本土人を本国に送還するのも反対しているのではないか。

広田ア二課長 引き揚げ船で送還する問題については国府から苦情が出ているが、普通のルートでの本国への帰国には別に問題はないようである。

鈴木局長 朝鮮人についても台湾式になるのは困る。特に北鮮系は数

が多いから厄介である。

久保田代表　しかし全部韓国籍をもたせることにすると北鮮系は騒ぐのではないか。

鈴木局長　■■■不開示部分①■■■問題をアヤフヤにして置くと却って困ることになるろう。これは治安当局の間で一致した意見である。条約の中で前回のように国籍を確定しておいていただくと非常にやり易い。

下田局長　在日朝鮮人を全て大韓民国籍とすることは国際情勢に矛盾するのではないか。対外的にはいずれのものとも黑白をはっきりすることはますます難しくなるろう。■■■不開示部分②■■■

鶴岡次長　内政問題と言われるが、李政権が全鮮の政府であるか南鮮のみの政府であるかは問題である。いずれにせよ実際的には余りコミットしないで問題を後に延ばすがよいと思われる。そのうちに朝鮮の情勢についても見通しがつくようになるろう。

(イ) 不開示部分③

鈴木局長　現在刑務所に収容されている10万人の1割は朝鮮人で、人口当たりの犯罪率は日本人の10倍である。もしこれが全て入管令の退去該当者とすれば、年間1万人くらい送還し得ることになる。生活扶助は義務ではないが、急に打ち切るとはまずいと思われる。先方に約束する必要はないが、実際上支給してもよいと思う。■■■不開示部分③■■■

鶴岡次長　韓国の入管令は日本のそれが引き写しであるから、日本の入管令による取扱いに韓国が苦情をいう筋合いはない。

鈴木参事官　現在大村に留まっている者の送還は必ずしも会談再開の条件とはならないが、それでもよいか。

鈴木局長　これは会談以前の問題で、直ちに引き取らすべきだと考えている。

イ　前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号２－１１の文書の不開示部分に記載されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(ア) 不開示部分①及び不開示部分②は、いずれも、昭和２８年当時の状況を踏まえ、在日韓国人の国籍を北朝鮮との関係でどのように取り扱うかという点に関する日本政府部内の具体的見解である。

(イ) 不開示部分③は、昭和２８年当時の状況を踏まえた在日韓国人の取扱いに関する日本政府部内の具体的見解である。

ウ　そうであるとすれば、通し番号２－１１の文書の不開示部分に記載されている情報は、いずれも昭和２８年当時の状況を前提とする在日韓国人の国籍等の取扱いに係る日本政府部内の具体的見解であるところ、本件全証拠によっても、当該見解と現在における在日韓国人の国籍等の取扱いとの関係は一切明らかにされておらず、その後、日韓間で日韓基本条約及び法的地位協定が締結され、日本国内でも在日朝鮮人の法的地位に関する法整備が行われたことなど、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、韓国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるものとはいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法５条３号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ　したがって、通し番号２－１１の文書の不開示部分に記載されている上記情報については、結局、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法５条３号）に当たるこ

とを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号 2-11 の文書の不開示部分に記録されている情報は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法 5 条 3 号の不開示情報に該当するとは認められない。

(情報公開法 5 条 6 号の該当性について)

(1) 情報公開法 5 条 6 号該当性の当てはめ

前記（情報公開法 5 条 3 号の該当性について）(1) で説示した事実（通し番号 2-11 の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと、当該情報は、① 日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても、② 昭和 28 年当時の状況を前提とする在日韓国人の取扱いに係る日本政府部内の具体的見解にすぎず、この点に関する日韓間及び日本国内における状況は著しく変化していることも併せ考慮すると、これを公にしたとしても、当該事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって、通し番号 2-11 の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、これを公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号 2-11 の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法 5 条 6 号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号 2-11 の文書の不開示理由 2 に係る不

開示部分に記録されている情報に係るものは、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号2-12 (同1-34-2を含む。)

第1 前提事実 (各論)

1 通し番号2-12 (同1-34-2) の文書 (文書1054) は、次の文書によって構成されており、いずれも、日韓会談を無期休会することについて久保田外務省参与らの見解が記録され、具体的には、久保田外務省参与らが李大統領に対する対応策について述べた所感的かつ推測的な見解であり、李政権終焉後の韓国政情の動向を推測したものや財産請求権問題に関して韓国側が新たに要求する内容を推測したものが含まれる。

- (1) 久保田参与が昭和28年6月13日付けで作成した「日本外交の基調は」との書き出しに係る文書
- (2) 久保田参与が昭和28年6月21日付けで作成した「日韓会談無期休会案 (私案)」と題する文書
- (3) 下田が昭和28年6月23日付けで作成した「無期休会案に賛成の理由」と題する文書

2 通し番号2-12の文書のうち、不開示部分は、次の部分である (なお、通し番号1-34-2の文書の不開示部分は、下記②のみである。)

- ① 3ページ (-3-) 左から1行目から4ページ (-4-) 右から2行目までの約3行分 (以下「不開示部分①」という。)

これは、上記1(1)の文書中にあり、李大統領が朝鮮戦争の休戦案に反対していた当時の状況を踏まえ、日韓会談の休会を検討していた外務省の具体的見解が記録されている。

- ② 10ページ (-10-) 左から3行分 (以下「不開示部分②」という。)

これは、上記1(2)の文書中にあり、財産請求権問題についての韓国側の対応について外務省の率直な見解 (戦前朝鮮半島に位置した法人が我が国に有する財産とその金額等を含む。) が記録されている。

③ 17ページ（-17-）（以下「不開示部分③」という。）

これは、上記1(2)の文書中にあり、日韓会談への対応は、李大統領の後継者が知日派である可能性もあることを想定して検討すべきとする外務省の率直な見解が記録されている。

(乙A96)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

(1) 不開示部分①及び③について

通し番号2-12の文書の不開示部分①・③に記録されている情報は、いずれも、反日的であるとされていた李大統領に対する対応策について外務省内部で忌憚のない議論がなされた際に出された将来的な動向を予測した可能性としての所感的な見解であって、韓国の内政について将来予測的な可能性を前提とした見解であり、公開されることが予定されていないものであるから、このような内部的見解まで公開されることになれば、今後、政府内部において萎縮効果が生じ、様々な事態に対して効果的な検討作業ができなくなるおそれがある。

そうすると、これを公にすることにより、日本政府の立場が対外的に誤解される結果となることが懸念されるものであり、細心の注意をもって対応すべき韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法5条3号及び6号）。

(2) 不開示部分②について

通し番号2-12の不開示部分②に記録されている情報は、日韓会談の無期休会について外務省内部で検討した際に、日韓間における重要な懸案事項の一つである「財産・請求権問題」について議論した際に提示された、韓国側の要求についての忌憚のない推測的な見解である。

そうすると、これを公にすることにより、韓国側の要求についての我が国の率直な推測的見解が明らかになって、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあり、また、韓国側の主張に対する日本政府の対応方針を含む政府内部での検討状況が明らかになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、かつ、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法5条3号及び6号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由が何ら示されておらず、不開示情報該当性の主張としては不十分である。40年以上も前における李大統領時代の韓国内政状況等に関する外務省の認識が明らかになったからといって、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。また、40年以上も前における韓国内政についての将来予測的な可能性に関する外務省の認識を明らかにしたからといって、現在における日本政府の立場が対外的に誤解される結果となる蓋然性はない。さらに、不開示部分②については、日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記載されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由2に係る不開示情報該当性について (情報公開法5条3号の該当性について)

(1) 被告において主張立証すべき事情の有無

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(7) 通し番号 2-12 の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりである（乙A96）。

a 不開示部分①

前提事実（各論）1(1)の文書は、「日本外交の基調は国連協力である。したがって李大統領が国連の休戦案に反対の意向を持するにおいては、現在の日韓会談は当分休会せざるを得ない。」とした上で、その理由として6項目が指摘されている。その理由部分の記載は、下記のとおりである。

記

一、休戦の結果、統一政府ができるか、反対に南北両政府の事実上の対立となるか当分事態は判然としない。その前に取り急いで話を続ける必要性に疑問あり

二、李大統領の従来反日的態度に鑑み、此案一矢報いること無意味に非ず。

三、ここで我が方一応強硬態度を示すことは将来交渉再開の際に有利である。

四、日韓会談は、戦争拡大の陰謀であるとの、北鮮系の抗議を正当化したくない。

■■■不開示部分①■■■

六、李は、現在世界を通じ自由、共産双方から見放されんとしている。それを日本だけが支持することは一幅の国際的漫画風景であって、国会で非常な反対に遭うであろう。

b 不開示部分②及び不開示部分③

前提事実（各論）1(2)の文書は、昭和28年当時における日韓会談の進行概況及び見通し、日韓会談を続行することの利害得失等が記録されており、不開示部分②及び不開示部分③の前後の記載は、下記

のとおりである。

記

一 今次、日韓会談は4月15日開会、4月中に本会議を3回開き、5月以降5つの部会に分かれて自由討議を続行している。

(イ) 基本条約部会

略

(ロ) 国籍処遇部会

略

(ハ) 船舶部会

略

(ニ) 財産・請求権部会

法理論はお互いに振り回さぬことになって、部会は3回開いたまま休会し、能率的に話を進めるため、目下非公式なワーキング・グループによる話し合いを進めている。張基栄代表は、財産・請求権問題は簡単な問題であると吹聴しているが、韓国の腹は、(一)国宝古書籍、(二)軍人、被徴用者等の未払金以外に■■■不開示部分②■■■

(ホ) 漁業部会

略

二 以上のような次第で、たとえこの際我が方で、

(一) 財産・請求権相互放棄

(二) 船舶関係10億円の予算措置

(三) 軍人、被徴用者の未払い金支払(約2億、ただし既に積立済み又は民間払いであるから予算措置の要はない。)

(四) 若干の国宝、古書籍の贈与

の方針を決定しても、今次会談はまとまるかどうか分からない。そ

の上、(一)請求権相互放棄は在外私有財産補償問題との関連で大蔵省になお難色がある。(四)の国宝贈与もいほど簡単ではない。

三 以上、日韓会談の進行概要及び見通しであるが、かような状況を前にして、李大統領の休戦反対北鮮捕虜2万5000名の独断釈放問題が起こり、韓国は、公然、国連に反逆の態度を取る事となった。

この新事態にもかかわらず、日韓会談を予定どおり続行することは大局上から見て左のとおり好ましくない。

(一) 国連の政策に反対するのみならず、実力をもってこれを困難に陥れつつある李政府と話し合いを続行することは、国連協力の我が基本方針と反することとなる。

(二) 李は好んで世界の孤児たらしめんとするがごとき政策をとり、その大胆にして軽率な行動は世界の指弾を招き、遠からず引退を余儀なくせしめられることも予想できるが、それにもかかわらず条約を結べば、政府は国会で激しく非難されるだろう。

(三) 近い将来朝鮮に南北統一政府ができるか、又は反対に南北2つの政権が事実上対立することとなるか、今少し情勢を見極めるべきで急ぐ必要はない。

(四) 李のあとに誰が出ても李以上反日的であり得ない。あるいは知日派が台頭する可能性もないではない。■■■不開示部分③

■■■

四 逆に、会談を続行しない場合、次のような不利が生ずる。

(イ) 本件各文書の一部開示部分

通し番号1-258の文書(「Ⅲ 第2, 3次日韓会談」との書き出しの文書)には、久保田参与が昭和28年6月21日付けで作成した「日韓会談無期休会案(私案)」と題する文書の内容が掲げられている

ところ（乙B84〔-111-以下〕参照），その内容は，別紙5（通し番号1-258）の「第3 当裁判所の判断」の1(1)アで認定したとおりであって，その一部開示部分は上記(ア) bで掲げた引用部分とほぼ同様である。

このうち，通し番号2-12の文書の不開示部分に相当する部分は，下記のとおりである（乙B84）。

記

一 （略）

(二) 財産・請求権部会

法理論はお互いに振り回さぬことになって，部会は3回開いたまま休会し，能率的に話を進めるため，目下非公式なワーキング・グループによる話し合いを進めている。張基栄代表は，財産・請求権問題は簡単な問題であると吹聴しているが，韓国の腹は，(一)国宝古書籍，(二)軍人，被徴用者等の未払金以外に少なくとも鮮銀東京支店の財産■■■■■はねらっているようである。

三 （略）

(4) 李のあとに誰が出ても李以上の反日的であり得ない。あるいは知日派が台頭する可能性もないではない。故に没落せんとする李の支柱となるごとき会談の続行は考えものである。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号2-12の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ア) 不開示部分①

昭和28年当時，李大統領が朝鮮戦争の休戦案に反対していた当時の状況を踏まえ，日韓会談の休会を検討していた久保田代表の具体的見解であって，韓国内政について将来的な動向を予測した可能性を前提と

した所感的見解

(イ) 不開示部分②

久保田代表の推測的見解としての「少なくとも鮮銀東京支店の財産■■■■はねらっているようである。」との文言であり、「■■■■」との部分には昭和28年当時、日本政府部内で試算されていた鮮銀東京支店の財産の具体的金額が入るもの

(ウ) 不開示部分③

「故に没落せんとする李の支柱となるごとき会談の続行は考えものである。」との文言

ウ そうであるとすれば、通し番号2-12の文書の不開示部分に記録されている情報は、いずれも昭和28年当時の韓国の情勢等を前提としての韓国内政に関する予測的・所感的見解（不開示部分①）及び昭和28年当時における「財産・請求権問題」に関する韓国側の要求が想定される鮮銀東京支店の財産の金額についての推測的見解（不開示部分②）、他の行政文書（通し番号1-258の文書）の一部開示により既に公にされているもの（不開示部分③）にすぎず、その後現在までに、韓国の政治体制が当時のものとは全く異なるに至っており、日韓間で日韓基本条約及び請求権協定が締結されたことなど、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、既に請求権協定が締結された「財産・請求権」問題に関して韓国との交渉上の立場が不利になるおそれは現時点では存在するとはいえないし、また、韓国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるものとはいえない。さらに、不開示部分②については、これが現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題等として協議の対象となり得る事項に関するとしても、上記のとおり韓国側の要求が想定される鮮銀東京支店の財産の金額に関する推測的見解にすぎず、しかも不開示部分の分量が

らみてその総額を指摘するにとどまるものであるから、請求権問題等に関する日本側の対応方針等を推測するに足りる程度の内容が明らかにされているとは考え難いことに照らすと、一般的又は典型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が請求権問題等に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るものとまではいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ したがって、通し番号2-12（同1-34-2）の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、結局、被告において、一般的又は典型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号2-12（同1-34-2）の文書の不開示部分に記録されている情報は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

(情報公開法5条6号の該当性について)

(1) 情報公開法5条6号該当性の当てはめ

前記（情報公開法5条3号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号2-12（同1-34-2）の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと、当該情報は、① 日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても、② 昭和28年当時の韓国の情勢等を前提としての韓国内政に関する予測的・

所感的見解（不開示部分①）及び昭和28年当時における「財産・請求権問題」に関する韓国側の要求が想定される鮮銀東京支店の財産の金額についての推測的見解（不開示部分②），他の行政文書（通し番号1-258の文書）の一部開示により既に公にされているもの（不開示部分③）にすぎず，この点に関する韓国内及び日韓間における状況は著しく変化していることも併せ考慮すると，これを公にしたとしても，当該事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって，通し番号2-12（同1-34-2）の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，これを公にすることにより，当該事務又は事業の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば，通し番号2-12（同1-34-2）の文書の不開示部分に記録されている情報は，情報公開法5条6号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって，本件各処分のうち通し番号2-12（同1-34-2）の文書の不開示部分に記録されている情報に係るものは，違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号2-13

第1 前提事実(各論)

通し番号2-13の文書(文書1055)は、昭和28年6月22日付けで外務省アジア局第2課が作成した「日韓会談継続の可否について(案)」と題する文書であり、日韓会談継続の可否に関する外務省の見解及び今後の展望が、交渉の妥協をはかる場合(上段)と休会する場合(下段)とに場合分けされた上で具体的に記録されており、このうち、不開示理由2に係る不開示部分は、4ページ(-4-)下段(休会する場合)右から2行目から5行目までの約3行分であり、日韓会談を休会とした場合に、「韓国復興特需」の項目の下、仮に日韓会談を休会とした場合という仮定的な場面を想定して、確かに需要は増大すると分析した上で韓国側がこの需要増大に対していかなる対応をとるかを推測した見解が記録されている。

(乙A97)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号2-13の文書の不開示部分に記録されている情報は、日韓会談継続の可否を検討するに際し、仮に日韓会談を休会とした場合に、韓国復興特需が日本に与える影響について、外務省内部で忌憚のない率直な議論をした結果、提示された外務省内部の具体的な見解である上、日韓会談を休会した場合という仮定的な場面を想定して、韓国側の対応を推測した見解であるから、このような仮定的な推測的見解を公にすることにより、日本政府の立場が対外的に誤解される結果となることが懸念されるものであり、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、今後、政府内部において萎縮効果が生じ、懸案事項に関する政府内部の率直な意見交換が妨げられるおそれがあり、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすお

それがある（情報公開法5条3号及び6号）。

2 原告らの主張の要旨

- (1) 被告の上記主張によっても、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由が何ら示されておらず、不開示情報該当性の主張としては不十分である。
- (2) 被告主張の不開示情報の具体的内容については、通し番号2-12の文書においても、「(四) 当分の間、朝鮮復興特需の利益を受けられない可能性がある」（14ページ）とした上で、その具体的な不利益の有無について「我方の品物が安ければ結局買うことになる」、「韓国と無協定のままでも、我方が米側と密接に連絡をとる事によって目的は達せられる」（15・16ページ）との外務省での検討見解が公開されている点からすれば、おおむね通し番号2-12の文書で開示された情報と大差ない情報であると考えられるから、40年以上も前におけるこのような見解が明らかになったからといって、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。
- (3) また、40年以上も前における朝鮮復興特需に関連した将来予測的な可能性に関する外務省の認識を明らかにしたからといって、現在における日本政府の立場が対外的に誤解される結果となる蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由2に係る不開示情報該当性について

(情報公開法5条3号の該当性について)

(1) 被告において主張立証すべき事情の有無

ア 証拠（乙A97）によれば、通し番号2-13の文書は、「諸般の情勢に鑑み、日韓会談の継続の可否につき検討を要するものであるところ、その妥結を図る場合と休会とする場合の利害得失につき、日韓関係全体として見た面と会談の議題より見た面に分かち、対照して示せば次のとおりで

ある」として、(1)日韓関係全体とした面の(c)韓国復興特需につき、下記のとおり記載がある。

記

(妥結を図る場合)

全体として日韓関係が正常化されるのであるから、将来韓国の復興特需は、日本に発注されることが期待される。

(休会とする場合)

特需といえども商取引である以上、価格が安ければ日本に需要が来る。■
■■不開示部分■■■

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号2-13の文書の不
開示部分に記載されている情報は、昭和28年当時の韓国復興特需に対し
て韓国がいかなる対応をとるかを推測した日本政府部内の見解であると推
認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号2-13の文書の不開示部分に記載され
ている情報は、昭和28年当時の経済状況等を前提として韓国側の対応を
推測したものにはすぎないから、当該文書の作成後における時の経過、社会
情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これ
を公にしたとしても、現在の日本政府の立場について直ちに韓国政府に誤
解を生じさせたり、韓国との信頼関係を損なったりするなどのおそれがあ
るものとはいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情
勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう
「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに
足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ したがって、通し番号2-13の文書の不開示部分に記載されている上
記情報については、結局、被告において、一般的又は類型的にみて、当該
情報が国の安全等の確保に関するもの(情報公開法5条3号)に当たるこ
とを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号2-13の文書の不開示部分に記録されている情報は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

(情報公開法5条6号の該当性について)

(1) 情報公開法5条6号該当性の当てはめ

前記（情報公開法5条3号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号2-13の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと、当該情報は、① 日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても、② 昭和28年当時の経済状況等を前提として韓国側の対応を推測したものにはすぎないことも併せ考慮すると、これを公にしたとしても、当該事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって、通し番号2-13の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、これを公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号2-13の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条6号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号2-13の文書の不開示理由2に係る不開示部分に記録されている情報に係るものは、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号2-14

第1 前提事実(各論)

1 通し番号2-14の文書(文書1062)は、昭和28年10月26日付けで久保田外務省参与が作成した内部文書であり、日韓会談が決裂したことを受け、日本のとるべき善後策についての独自の見解が記録されている。

2 通し番号2-14の文書のうち、不開示理由2に係る不開示部分は、次の部分である。

① 4ページ(-4-)左から3行目から5ページ(-5-)右から4行目までの約7行分(以下「不開示部分①」という。)

日韓会談が決裂した原因について久保田参与の率直な見解が記録されている。

② 17ページ右から3行目から20ページまで(-17-及び-17-に「次ページ以下3ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分②」という。)

日韓会談の決裂後における、日韓間の諸懸案事項についての長期的な対策に関する久保田参与の見解が具体的に記録されているが、これは、草稿段階の不確定かつ未成熟な内容であり、久保田外務省参与の韓国に対する感情的な見解や韓国内政状況にまで踏み込んだ個人的な独自の見解である。

(以上につき、乙A46)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

(1) 不開示部分①について

通し番号2-14の文書の不開示部分①に記録されている情報は、日韓会談が決裂した原因について、久保田参与の本音とも言うべき所感的、個人的な見解であり、韓国に対する感情的な見解を含むものであるから、公にする

ことにより、日本政府の立場が対外的に誤解される結果となることが懸念され、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、今後、政府内部において萎縮効果が生じ、懸案事項に関する政府内部の率直な意見交換が妨げられるおそれがあり、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法5条3号及び6号）。

(2) 不開示部分②について

通し番号2-14の文書の不開示部分②に記録されている情報は、日韓会談が決裂した後において、日韓間における諸懸案事項に対する対策について、韓国内政状況にまで踏み込んだ久保田参与の個人的な見解であり、韓国内政状況に踏み込んだ見解を含むものであるから、公にすることにより、日本政府の立場が対外的に誤解される結果となることが懸念され、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、今後、政府内部において萎縮効果が生じ、懸案事項に関する政府内部の率直な意見交換が妨げられるおそれがあり、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法5条3号及び6号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由は何ら示されておらず、不開示情報該当性の主張としては不十分である。40年以上も前における久保田外務省参与の個人的な独自の見解が明らかになったからといって、歴史的価値を持つ重要な情報を開示することへの積極的な評価はあっても、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由2に係る不開示情報該当性について

(情報公開法5条3号の該当性について)

(1) 被告において主張立証すべき事情の有無

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号2-14の文書(乙A46)は、昭和28年10月26日付けで久保田外務省参与が作成した「日韓会議決裂善後対策」と題する文書である(なお、通し番号3-3の文書も同一である。)

他方、通し番号3-48の文書(乙B84)の224ページ(-225-)以下に掲げられた部分は、「日韓会議決裂善後対策」と題する文書(以下、この項において「本件訂正後文書」という。)であり、通し番号2-14の文書を前提として、その字句や形式的な表現部分のごく一部を加筆訂正したものであり、実質的には同一の内容である(乙A46, B84)。

(イ) 通し番号2-14の文書の不開示部分の前後の記載は、下記のとおりであると認められる(乙A46)。

記

一、日韓会談は表面韓国側の詭弁的・非外交的態度により決裂の余儀なきに至った。このことは遺憾である。しかし、この韓国の態度の根底をなすものは、左の2つの考え方であって、これが改められない限り、将来も会談の円満な解決は至難である。

(イ) 36年間にわたる総督政治は、韓国のあらゆる方面に害のみを与えた。日本がフィリピンにわずか数年ただけで巨額の賠償を要求されているではないか。朝鮮はフィリピン以上に賠償請求があるはずではないか。

(ロ) 被圧迫民族(朝鮮)の解放と独立は、第二次大戦後の最も高い国際法の新原則である。このより高い原則のために、従属的な私有財産尊重の原則も変更され、その結果、日本の在鮮財産は私有財産も

含めて一切没収されたのである。講和条約前に朝鮮の独立が認められ、朝鮮から日本人が裸で放逐されたのも、この新原則の適用である。

■■■不開示部分①■■■この大前提の下に対策を考えてみる。

二、速時的対策

(中略)

三、長期的対策

(一) 世論喚起特に対外啓発に一層力を入れ、日本の主張の合理性を強調する要あり、特にいわゆる李ラインの問題に関して。

(二) 国連又は国際司法裁判所への提訴

いわゆる李ライン問題、竹島問題については、提訴の方針を決すべきである。韓国は承諾すまいが、それでもよろしい。我が方の主張に部のあることの良い宣伝となる。

(三) ■■■不開示部分②■■■

(ウ) これに対し、本件訂正後文書の上記(イ)に相当する部分の記載は、下記のとおりである(乙B84)。

記

一、日韓会談は、表面、韓国側の詭弁的・非外交的態度により決裂の全儀なきに至った。このことは遺憾である。しかし、この韓国の態度の根底をなすものは、左の2つの考え方であって、これが改められない限り、将来も会談の円満な解決は至難である。

(イ) 36年間にわたる総督政治は、韓国のあらゆる方面に害のみを与えた。日本がフィリピンにわずか数年ただけで巨額の賠償を要求されているではないか。朝鮮はフィリピン以上に賠償請求があるはずではないか。

(ロ) 被圧迫民族(朝鮮)の解放と独立は、第二次大戦後のもっとも

高い国際法の新原則である。このより高い原則のために、従属的な私有財産尊重の原則も変更され、その結果、日本の在鮮財産は、私有財産も含めて一切没収されたのである。講和条約前に、朝鮮の独立が認められ、朝鮮から日本人が裸で放逐されたのも、この新原則の適用である。

このような考え方の結果、朝鮮人は、第二次世界大戦の寵児として、あたかも日本に対し戦勝国であり、陳謝を要求すべきであるかのごとき錯覚を今なお持っている。かれらがこの思い上がった雲の上から国際社会の通念と外交会議の常識の適用するレベルまで降りて来ない限り、日韓問題の真の解決はあり得ない。この大前提の下に対策を考えてみる。

二、速時的対策

(中略)

三、長期的対策

(一) 世論喚起特に対外啓発に一層力を入れ、日本の主張の合理性を強調する要あり、特にいわゆる李ラインの問題に関して。

(二) ■■■■国際司法裁判所への提訴

いわゆる李ライン問題、竹島問題については、提訴の方針を決すべきである。韓国は承諾すまいが、それでもよろしい。我が方の主張に分のあることの良い宣伝となる。

(三) 実力増強

冒頭、韓国の思い上がった態度は、わが方に実力のないことによって一層助長されている。元来、事大主義的な韓人は強き者には屈し、弱き者には横暴である。竹島問題、いわゆる李ライン問題のごとき、わが方の完全に正当な主張は実力の裏付けをもってしても貫徹できるぐらいな武力はあってしかるべきである。武力が政治を支

配する時、国が亡びることは肝に銘ずべきであるが、政治の支配下にある武力は一国国運の正常な伸長に必要であることを覚るべきである。

(四) ■■■不開示部分■■■

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号2-14の文書の不開示部分に記載されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(ア) 不開示部分①

日韓会談が決裂した原因について久保田参与の率直な見解として、「このような考え方の結果、朝鮮人は第二次世界大戦の寵児として、あたかも日本に対し戦勝国であり、陳謝を要求すべきであるかのごとき錯覚を今なお持っている。かれらがこの思い上がった雲の上から国際社会の通念と外交会議の常識の適用するレベルまで降りて来ない限り、日韓問題の真の解決はあり得ない。」との文言

(イ) 不開示部分②

日韓会談の決裂後における、日韓間の諸懸案事項についての長期的な対策として、久保田外務省参与の韓国に対する感情的な見解や韓国内政状況にまで踏み込んだ個人的な独自の見解であり、具体的には「(三) 実力増強」との項目の下に記載された「冒頭、韓国の思い上がった態度は、わが方に実力のないことによって一層助長されている。元来、事大主義的な韓人は強き者には屈し、弱き者には横暴である。竹島問題、いわゆる李ライン問題のごとき、わが方の完全に正当な主張は実力の裏付けをもってしても貫徹できるぐらいな武力はあってしかるべきである。武力が政治を支配する時、国が亡びることは肝に銘ずべきであるが、政治の支配下にある武力は一国国運の正常な伸長に必要であることを覚るべきである。」との文言を含むもの

ウ そうであるとすれば、通し番号2-14の文書の不開示部分に記録されている情報のうち、本件訂正後文書と同旨の部分は、既に他の行政文書（通し番号3-48の文書）の一部開示によって公にされているのであるから、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、韓国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるとはいえない。

エ したがって、通し番号2-14の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、結局、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることがを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（また、仮に一般的又は類型的にみて上記情報が国の安全等の確保に関するものに当たると推認できるとしても、以上に説示したところに鑑みると、上記のような具体的事情の下においてこれを不開示とした外務大臣の判断には、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したとの違法があると認められる）。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号2-14の文書の不開示部分に記録されている情報は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

(情報公開法5条6号の該当性について)

(1) 情報公開法5条6号該当性の当てはめ

前記（情報公開法5条3号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号2-14の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと、当該情報は、① 日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても、② 他の行政文書の一部開示によって既に公にされているものであることも併せ考慮すると、これを

公にしたとしても、当該事務又は事業の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって、通し番号2-14の文書の不開示部分に記載されている情報については、被告において、これを公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号2-14の文書の不開示部分に記載されている情報は、情報公開法5条6号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号2-14の文書の不開示理由2に係る不開示部分に記載されている情報に係るものは、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号2-16

第1 前提事実 (各論)

- 1 通し番号2-16の文書(文書1171)は、外務省北東アジア課が作成した昭和38年10月4日から同年12月12日までの間に行われた日韓予備交渉の第51回会合から第60回会合までの各記録が記録されている。
- 2 通し番号2-16の文書のうち、不開示理由2に係る不開示部分は、60ページ(-60-)下から5行目から61ページ(-61-)上から1行目までの約6行分であり、日韓予備交渉第60回会合の冒頭において、財産請求権問題に関する解決策として、後宮アジア局長(当時)が韓国側代表に対して漁業借款の供与方法について述べた率直な見解が記録されている。

(乙A99)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号2-16の文書の不開示部分に記録されている情報は、財産請求権問題に関する解決策として、外務省の率直な見解が具体的かつ詳細に記録されているものであり、日本政府が韓国政府との間において水面下で行った協議における本音とも言うべき率直な発言内容であって、韓国側も公表されることを予定していないものである。また、請求権問題は、日朝国交正常化交渉においても協議対象となり得るものであり、その際には、日韓国交正常化交渉時の請求権の取扱いが参考にされることとなる可能性が高いところ、北朝鮮との間で請求権問題が解決されていない現時点でこれを公にすれば、北朝鮮との交渉上不利益を被る可能性がある。

したがって、これを公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれ及び北朝鮮との交渉上我が国が不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、今後、日韓間の率直な意見交換

や協議を困難にし、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法5条3号及び6号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由が何ら示されておらず、不開示情報該当性の主張としては不十分である。

被告は、通し番号2-16の文書に記録されている情報を「日本政府が韓国政府との間において水面下で行った協議における率直な発言内容」とであると主張するが、40年以上も前における外務省の一見解が明らかになったからといって、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はないし、北朝鮮との交渉において不利益となる蓋然性もない。また、40年以上も前における漁業借款供与方法に関する見解が明らかになったからといって、現在における日韓間の率直な意見交換や協議に支障を与える蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由2に係る不開示情報該当性について

(情報公開法5条3号の該当性について)

(1) 被告において主張立証すべき事情の有無

ア 証拠(乙A99)によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号2-16の文書の不開示部分は、昭和38年12月12日に開催された日韓予備交渉第60回会合の会合記録にあり、その前後の記載は、下記のとおりである

記

(1) 後宮局長より、漁業協力の話は本予備交渉で取り上げるようになっており、これまで度々日本側の考え方を口頭で申し上げてきたが、今日はこれを書き物とし、特に協力の方式については具体的な公文書の

形で整理したので、別段新しい内容を含むわけではないが、お渡ししたく、早速ソウルに送って検討していただきたいと述べた上、日本側より、別添の書き物を読み上げた。

- (2) 続いて、後宮局長より、書き物の内容を敷衍して、漁業協力の「金額」については大平大臣が斐大使に示唆した3000万ドルを事務局が動かすことは到底できず、これは政治会談に委ねるほかないが、「方式」については、政治会談で一挙に決める性質のものではないので、この際、去る7月の大平・金会談の際金長官が言及された日本の対比、対インドネシア経済協力方式によるのが適当であると日本側も考えている旨を誤解のないようにお知らせしておこうと考えた次第であると述べた上、この日本側の提案の趣旨は、大平・金了承線で「1億ドル以上」となっている民間信用供与のうちで、漁業借款としての3000万ドルまでは日本政府としてこれを容易にしかつ促進する法律のないし道徳的義務を負うことを意味し、■■■不開示部分■■■

- (3) これに対し、斐代表はこの書き物は持ち帰ってゆっくり検討したいが、とりあえずの印象としては、第1項及び第2項で述べられている従来の経緯は必ずしも正確ではないように思う。例えば「12カイリの専管水域を基礎とする漁業協定の締結・・・」という表現はあたかも韓国側が12カイリを原則的に受諾したように聞こえるが、そのような事実はない。また、「漁民に対するPRのため是非必要・・・」とあるが、韓国側としては漁業借款はPRだけではなく実質的な利益も勿論期待していると述べた。これに対し、後宮局長は、この書き物の主目的は第4項にあるので、第1項や第2項がご都合悪ければ、そこははずして、第4項だけ送付へ送っていただければ結構であると述べ、斐代表はそうしようと答えた。

- (4) 上記(ア)の日韓予備交渉第60回会合記録に添付された別添文書は、

昭和38年12月12日付けの「漁業協力問題に関する日本側の立場」と題する文書であり、第4項には、要旨下記のとおり記録されている。

記

4. 合理的な漁業協定が締結される場合に日本側が考慮し得る漁業協力については既に度々その概要を説明してきたが、これをもう一度整理して述べれば次のとおりである。

(1) 研修生の受け入れ、専門家の派遣、技術センターの設置等の漁業技術協力については、日本が既に多数の国に対して実施しているコロンボ・プランの枠内において実施することができる。ただし、この種の協力の性格上、予め金額を明示することはできない。また、その規模については、日本政府はコロンボ地域技術協力事業費は予算総額が全地域に対し、現在年間10億円弱程度であり、他のコロンボ諸国に対するものとの均衡を考えながら実施しなければならないので、韓国側漁業協力案にあるがごとき巨額の技術協力を一挙に行うことは到底できない。しかし、金額の大小にかかわらず実際に現実的利益のもたらされる部面から個別的に積極的検討を加え、長い年月の間に着実に実績を積み重ねていくこととしたい。

(2) 請求権問題解決の大筋の合意の中の民間信用供与のうちの一定額を漁業協力としてイヤマークする問題については、下記の趣旨を交換公文の形で約束する用意がある。■■■不開示部分■■■

(ウ) なお、通し番号1-17の文書の一部開示部分には、上記(イ)の昭和38年12月12日付け「漁業協力問題に関する日本側の立場」と題する文書が引用されているところ、このうち、不開示部分に相当する部分には下記のとおり記録されている。

記

(2) 請求権問題解決の大筋の合意の中で民間信用供与のうちの一定額

を漁業協力としてイヤマークする問題については、下記の趣旨を交換公文の形で約束する用意がある。

「日本政府は、日韓漁業協定の効力発生の日から3年間、日本国の民間商社又は国民が韓国の政府、民間商社又は国民に対して漁業協力のため行う商業上の基礎による延払い信用の供与を、1962年末に日韓間で大筋の合意を見た無償供与を担保にすることを条件に、関係法令の範囲内で容易にし、かつ、促進するものとする。

前記の信用の枠は、前記の期間内に各年1000万ドル、合計3000万ドルの額に達するものと期待される。」

(ただし、韓国側が希望される場合には無償供与を担保とすることは非公表の取り決めとすることを考慮する。)

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号2-16の文書の不開示部分に記録されている情報は、昭和38年当時、後宮アジア局長が韓国側代表に対して手交した文書の内容を敷衍して説明する中で述べた漁業借款の供与方法についての率直な見解であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号2-16の文書の不開示部分に記録されている情報は、昭和38年当時、日韓両政府間で現に行われた交渉時の漁業借款の供与方法に関する日本側の具体的見解であって、韓国側に手交した文書の内容を敷衍して説明した際のものであること、本件全証拠によっても、当該交渉が秘密裡に行われたものであり、かつ、当該交渉時での発言等を一般に公開しないことを約束したと認めるに足りる的確な証拠はないことに照らすと、仮に漁業借款の問題が日朝国交正常化交渉において対象となり得るとしても、韓国において韓国側が保有する日韓会談に係る行政文書が公開されていることなど、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、

これを公にしたとしても、韓国との信頼関係を損なったり、北朝鮮との交渉上現在の日本政府が殊更不利な立場におかれたりするなどのおそれがあるとはいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ したがって、通し番号2-16の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、結局、被告において、一般的又は典型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるところを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号2-16の文書の不開示部分に記録されている情報は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

(情報公開法5条6号の該当性について)

(1) 情報公開法5条6号該当性の当てはめ

前記（情報公開法5条3号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号2-16の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと、当該情報は、① 日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても、② 日韓両政府間で現に行われた交渉時の漁業借款の供与方法に関する具体的見解であり、しかも、昭和38年当時のものであって、韓国側に手交した文書の内容を敷衍して説明した際のものであることも併せ考慮すると、これを公にしたとしても、当該事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって、通し番号2-16の文書の不開示部分に記録されている情報

については、被告において、これを公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号2-16の文書の不開示部分に記載されている情報は、情報公開法5条6号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号2-16の文書の不開示理由2に係る不開示部分に記載されている情報に係るものは、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号2-18

第1 前提事実 (各論)

1 通し番号2-18の文書(文書1243)は、外務省北東アジア課が作成した次の文書によって構成されている。

- (1) 昭和41年2月1日付け「日韓条約諸協定の実施状況」と題する文書
- (2) 昭和41年4月7日付け「日韓条約諸協定の実施状況」と題する文書
- (3) 昭和41年7月12日付け「日韓条約諸協定の実施状況」と題する文書
- (4) 昭和41年9月1日付け「日韓条約諸協定の実施状況」と題する文書
- (5) 昭和41年6月27日付け「日韓間主要案件表」と題する文書

2 通し番号2-18の文書のうち、不開示理由2に係る不開示部分は、上記1(4)の文書中の「4 戦後処理関係(1)樺太在住韓国人の帰国仲介問題」という項目にある55ページ(55-1)上から4行目から7行目までの約3行分であり、帰国意思を表明している樺太在住「韓国人」のうち、日本居住希望者に対しては、これを認めてほしい旨の韓国側の申入れに対し、日本政府部内において樺太在住の日本人の帰国問題の進捗状況を踏まえて、外務省が独自に入手した情報に基づいて検討した結果としての具体的かつ率直な推測的見解が記録されている。

(乙A101)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号2-18の文書の不開示部分に記録されている情報は、帰国意思を表明している樺太在住韓国人のうち、日本居住希望者に対しては、これを認めてほしい旨の韓国側の申入れに対し、外務省が独自に入手した情報に基づいて検討した結果に基づく推測的見解であり、細心の注意をもって行われる必要がある樺太在住「韓国人」や在日韓国人の処遇に関する情報であるから、公にす

ることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国家主権に関わる外国人の出入国及び在留に関する政策とその運用について他国政府の干渉を受けることとなれば、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法5条3号及び6号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由は何ら示されておらず、不開示情報該当性の主張としては不十分である。40年以上も前における外務省の推測的見解が明らかになったからといって、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交・行政事務に支障を与える蓋然性はない。また、40年以上も前における樺太在住「韓国人」や在日韓国人の処遇に関する情報が明らかになったからといって、現在および将来の外国人の出入国及び在留に関する政策とその運用に支障を与える蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由2に係る不開示情報該当性について

(情報公開法5条3号の該当性について)

(1) 被告において主張立証すべき事情の有無

ア 証拠（乙A101）によれば、通し番号2-18の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりであると認められる。

(ア) 前提事実（各論）1(4)の文書は、昭和41年9月1日付け「日韓条約諸協定の実施状況」と題する文書であり、①基本関係条約、②漁業協定関係、③法的地位関係、④戦後処理関係、⑤日本と北鮮の接触に関する問題、⑥密入国韓国人の北鮮送還問題について、実施状況等が詳細に記録されている。

(イ) 通し番号2-18の文書の不開示部分は、「4 戦後処理関係」、

「(1)樺太在住韓国人の帰国仲介問題」の項にあり、不開示部分の前後の記載は、下記のとおりである。

記

4. 戦後処理関係

(1) 樺太在住韓国人の帰国仲介問題

A 経緯

(イ) 厚生省援護局の推定数字によれば、戦後1～2年後に樺太に在住した朝鮮人人口は約5万人で、その後死亡、北鮮帰還、日本帰国等を差し引き約1～2万程度と見積もられ、その国籍別推定は全く不明である。

(ロ) 国交正常化後早速在京大使館より外務省に対し、終戦前に労務者ないし徴用者として樺太に赴いた韓国人239人が帰国意思を表明しているとして、これについて調査及び引き揚げ促進方につき日本政府の協力を要請越すとともに、日本居住希望者に対しては、これを認めてほしいと申し越した。

B 問題点

この韓国の申し入れの問題点は次のとおりである。

(イ) 在樺太韓国人の帰国について我が国には法的義務はない。しかしモラル・オブリゲーションは残っており、この問題について日本側が仲介に努力すれば対韓外交上1つのプラスとなる。

(ロ) 一方、ソ連、北鮮、韓国関係を考えると、かかる問題をきり出すことはできなく、たとえソ連が好意的に同意したとしても、韓国側が必ず引き取る保証がない。

(ハ) 従来から樺太在住の日本人280世帯の帰国が問題となっており、昨年末まで58世帯が引き揚げたのみで進捗状況は必ずしもよくなく、■■■不開示部分■■■（ソ連は、日本人帰国

についても「労働者の天国から多数の帰国希望者が出るということ
は面子にかかわるので個別引揚の形をとらせている」)

C 上記2の諸点を検討した結果、本年4月北東アジア課より在京
大使館に対し一応次のラインで回答済みである。その後これに対
し韓国政府側から何らの反応がない。

日本政府は次の2条件を韓国側が受諾するならば、樺太にいる
帰国希望韓国人の帰国について、ソ連政府と話し合ってみる用意
がある。

(イ) これら帰国を希望する韓国人は全て韓国側が引き取ること。

(ロ) 日本側には一切費用の負担をかけないこと。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号2-18の文書の不
開示部分に記載されている情報は、昭和41年当時、在樺太韓国人で帰国
意思を表明しているものの調査・引き揚げ促進並びにこのうち日本居住希
望者の受入れを求める韓国側の要請につき、外務省が独自に入手した情報
に基づいて検討した結果としての具体的かつ率直な推測的見解であり、具
体的には、帰国意思を表明している在樺太韓国人で日本への居住を希望す
るものを日本に受け入れるかどうか等に関するものであると推認すること
ができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号2-18の文書の不開示部分に記載され
ている情報は、在樺太韓国人で日本への居住を希望するものの日本受入の
可否等に関する外務省内部の推測的見解であって、しかも昭和41年当時
におけるものにすぎず、上記アの認定事実によれば、昭和41年当時、日
本側が韓国側に対して上記の点についての日本側の検討結果は既に伝えら
れているし、本件全証拠によっても、この点が現時点においても日韓間で
交渉されていると認めるに足りる的確な証拠はないことなど、当該文書の
作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、

一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、現在の日本政府の立場について直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり、韓国との信頼関係を損なったりするなどのおそれがあるものとはいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ したがって、通し番号2-18の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、結局、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることが推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号2-18の文書の不開示部分に記録されている情報は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

(情報公開法5条6号の該当性について)

(1) 情報公開法5条6号該当性の当てはめ

前記（情報公開法5条3号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号2-18の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと、当該情報は、① 日本政府による外国人の出入国管理等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても、② 在樺太韓国人で日本への居住を希望するものの日本受入の可否等に関する外務省内部の推測的見解であって、しかも昭和41年当時におけるものにすぎないこと、日本における外国人の出入国管理及び在留に関する事項は法務省が所管していること（法務省設置法4条32号、33号参照）も併せ考慮す

ると、これを公にしたとしても、現在の日本における外国人の出入国及び在留に関する政策とその運用について直ちに他国政府の干渉の余地を生じることとは想定できないから、当該事務等の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって、通し番号 2-18 の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、これを公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号 2-18 の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法 5 条 6 号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号 2-18 の文書の不開示理由 2 に係る不開示部分に記録されている情報に係るものは、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号2-19

第1 前提事実(各論)

1 通し番号2-19の文書(文書1298)は、外務省が作成した次の文書によって構成されている。

(1) 「請求権についての若干の法律問題」と題する内部文書

(2) 「平和条約第4条(b)項と在朝鮮旧日本財産との関係」と題する内部文書

2 通し番号2-19の文書のうち、不開示理由2に係る不開示部分は、上記1(2)の文書中にある次の部分である。

① 38ページ(-32-)左から3行分(以下「不開示部分①」という。)

この部分には、在外本店会社の在日財産の帰属問題に関する法人の国籍決定について、政府部内においても見解の対立が存することが具体的に記録されている。

② 52ページ(-45-)及び53ページ(-46-) (以下「不開示部分②」という。)

この部分には、国内補償問題のうちの重要な懸案事項とされていた「平和条約の特別取極その他国際間の条約、協定によって国が在外私有財産についてその所在国の処分権を認め又は在外私有財産を放棄するが如き場合にも憲法29条に定める補償をしなければならないか。」という問題について、「補償を要しない」とする大蔵省見解に対する反論を外務省が評価した率直な見解が記録されている。

(以上につき、乙A102)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

(1) 不開示部分①について

在外本店会社の在日財産の帰属問題は、朝鮮銀行等韓国の在外会社の在日

財産処分に関連して日韓間における重大な争点となっており、これに関する法人の国籍決定問題については、政府内においても見解の対立があったところ、通し番号2-19の文書の不開示部分①に記録されている情報は、ある見解の背景に存する考え方について、外務省が独自に有している情報に基づいて検討した結果が具体的かつ率直に記されているから、これを公にすることにより、請求権の金額の算出方法に関する議論が明らかになり、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法5条3号及び6号）。

(2) 不開示部分②について

在外私有財産の処分等について補償を要するかについての問題は、日韓間における重大な懸案事項である対韓請求権問題にも関連する問題であったところ、通し番号2-19の文書の不開示部分②に記録されている情報は、国内補償問題のうちの重要な懸案事項とされていた在外私有財産の処分等にも憲法29条の補償を要するかという問題について、「補償を要しない」とする大蔵省見解に対する反論を外務省が評価した率直な見解であるから、これを公にすることにより、請求権処理に係る国内的制約が明らかになり、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法5条3号及び6号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、通し番号2-19の文書の不開示部分①及び不開示部分②に記録されている上記情報を公にすることにより、処分行政庁が韓国との間で現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由は何ら示されておらず、不開示情報該当性の主張としては不十分である。40年以上も前における外務省内での一見解が明らかに

なったからといって、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由2に係る不開示情報該当性について

(情報公開法5条3号の該当性について)

(1) 被告において主張立証すべき事情の有無

ア 証拠(乙A102)によれば、通し番号2-19の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりであると認められる。

(ア) 通し番号2-19の文書の各不開示部分は、前提事実(各論)1(2)の文書中にあるところ、当該文書は、「1945年12月6日の在鮮米軍司令部軍政府命令第33号に基づいて米軍に接收され、清算その他処分が行われた後、韓国に引き渡された日本財産に対して、日本が依然法理上所有権又は請求権を有し、従って、平和条約第4条(a)(特別取極)の対象とできる」との日本政府の見解について理論的検討等をしたものである。

(イ) 通し番号2-19の文書の不開示部分の前後の記載は、下記のとおりである。

記

三 在外本店会社の在日財産の帰属

この問題は前記一の(二)に述べた法人の国籍決定に関する問題の一分化であるが、実際問題としては朝鮮銀行等閉鎖機関及び昭和24年政令第291号にいう在外会社の在日財産処分は関連して1つの大きな争点をなしている。

法人の国籍決定について■■■不開示部分①■■■この考え方の背景をなすものは法人とは法域の変更の有無(日本法から韓国法へ)の如何にかかわらず同一人格として存在する1つの実体であるという思

想と、法人の財産は全て究極的には個人の持分に帰着する。

従って、法人の国籍がいかに変わろうとも、個人の持分さえ保護されておれば、国際制のバランスとしては損害はないという思想である。

(以下略)

四 国内補償問題

憲法第29条3項は、国が私有財産を公共のために用いるときには正当な補償を行わなければならぬことを規定している。問題は、平和条約の特別取極その他国際制の条約、協定によって国が在外私有財産についてその所在、国の処分権を認めあるいは在外私有財産を放棄するがごとき場合にも憲法第29条に定める補償をしなければならないか否かの点にある。

この問題に対する政府の従来態度は、53年1月に「在外財産補償獲得期成同盟」よりの質問に対する回答案として大蔵省で作成された文言には、次のように要約されている。(第12国会の平和条約及び安保条約特別委員会における外務大蔵法務各省の答弁でこの趣旨によっている。)

「日本国憲法は、私有財産の尊重を認め、私有財産を公共のために用いる場合には正当な補償を行うべきを規定している。

しかしながら、在外財産は、所在国の法制によって規律される財産であって我が国主権の直接及ぶところではない。

したがって、在外財産が当該国によって処分された場合、憲法上の問題としては補償の義務を生ずるとは解していない。・・・」

要するに憲法29条3項は、国内にある財産を日本政府が収用する場合の規定であって在外財産を外国が処分する場合は適用がないと主張するものである。

この考え方は、ヴェルサイユ条約に基づくドイツの収用補償法にも

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号2-19の文書の不開示部分に記載されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(ア) 不開示部分①

30年以上前の時点において在外本店会社の在日財産の帰属問題に関する法人の国籍決定につき政府部内において見解の対立があったこと等

(イ) 不開示部分②

30年以上前の時点における「平和条約の特別取極その他国際間の条約、協定によって国が在外私有財産についてその所在国の処分権を認め又は在外私有財産を放棄するが如き場合にも憲法29条に定める補償を要しない」との大蔵省の見解に対する反論を外務省が評価した率直な見解

ウ そうであるとすれば、通し番号2-19の文書の不開示部分に記載されている情報は、①在外本店会社の在日財産の帰属問題に関する法人の国籍決定や②平和条約によって国が在外私有財産の放棄等をする場合に憲法29条に定める補償の要否に関する日本政府部内の見解の対立等に係るものであるが、いずれも専ら法理論上の見解やその法的根拠について理論的に検討された際のものであり、30年以上前のものにすぎないから、既に日韓間で請求権協定が締結されていることなど、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は典型的にみて、これを公にしたとしても、韓国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるとはいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ したがって、通し番号2-19の文書の不開示部分に記載されている上

記情報については、結局、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるところを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号2-19の文書の不開示部分に記録されている情報は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

(情報公開法5条6号の該当性について)

(1) 情報公開法5条6号該当性の当てはめ

前記（情報公開法5条3号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号2-19の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと、当該情報は、① 日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても、② 在外本店会社の在日財産の帰属問題に関する法人の国籍決定や③ 平和条約によって国が在外私有財産の放棄等をする場合に憲法29条に定める補償の要否に関する日本政府部内の見解の対立等に係るものであり、いずれも専ら理論的な対立点やその法的根拠について客観的に検討された際のものにすぎないことも併せ考慮すると、これを公にしたとしても、当該事務又は事業の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって、通し番号2-19の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、これを公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号 2-19 の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法 5 条 6 号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号 2-19 の文書の不開示理由 2 に係る不開示部分に記録されている情報に係るものは、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号2-20

第1 前提事実(各論)

通し番号2-20の文書(文書1302)は、外務省アジア局第2課が作成した「在韓私有財産権放棄と国内補償問題」と題する内部文書であり、韓国との条約によって在外私有財産を放棄した場合の国内補償に関する問題についての外務省内部の見解が記録されており、このうち、不開示理由2に係る不開示部分は、次の部分である。

- ① 3ページ(-3-)右から3行目から5行目までの約3行分(以下「不開示部分①」という。)

これには、在韓私有財産権放棄と国内補償問題に関して、補償義務があるとする多数説を前提として外務省内部で検討した結果が記録されている。

- ② 7ページ右から4行目から14ページまで(-7-及び-7-に「次ページ以下7ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分②」という。)

これには、サンフランシスコ平和条約との関係において、外国に存在する日本国民の私有財産権を日本国が放棄した場合にも憲法29条の補償を要するかという問題について、外務省内部で協議された検討結果としての見解が記録されている。

(乙A103)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

(1) 不開示部分①について

通し番号2-20の文書の不開示部分①に記録されている情報は、在韓私有財産権放棄と国内補償問題に関して、「補償を要する」とする多数説を前提として外務省独自に有している情報に基づいて内部で検討した結果が具体

的に記録されているものであるから、公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法5条3号及び6号）。

(2) 不開示部分②について

通し番号2-20の文書の不開示部分②には、サンフランシスコ平和条約の下において、連合国及び中立国に存在する日本国民の私有財産権を日本国が放棄等した場合にも憲法29条の補償を要するかという問題について、外務省が独自に有している情報に基づいて、国際法の解釈及び我が国の今後の対応について、外務省内部で協議された内容が具体的かつ詳細に記録されているから、これを公にすることにより、アメリカ合衆国、英国、仏国等の連合国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法5条3号及び6号）。

2 原告らの主張の要旨

- (1) 通し番号2-20の文書の不開示部分①については、被告の上記主張によっても、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由が何ら示されておらず、不開示情報該当性の主張としては不十分である。
- (2) また、通し番号2-20の文書の不開示部分②についても、被告の上記主張によっても、これら連合国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由が何ら示されておらず、不開示情報該当性の主張としては不十分である。
- (3) いずれについても、40年以上も前における外務省の一見解が明らかになったからといって、韓国や連合国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由2に係る不開示情報該当性について

(情報公開法5条3号の該当性について)

(1) 被告において主張立証すべき事情の有無

ア 証拠(乙A103)によれば、通し番号2-20の文書の不開示部分の前後の記載は、下記のとおりであると認められる。

記

一 日本国憲法第29条第3項は、「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる。」と定めている。問題は、国が条約によって在外私有財産を放棄したときないしこれと同様の効果を生ずる取極をした場合に、憲法第29条の補償の義務が生ずるか否かという点にある。

多数説は、国が私有財産を処分するのは、收容するのと同様の効果をもたらす行為であり、「賠償」のため、それが与えた「不当な苦難」に対する償いのためあるいは国交調整のため等の目的は「公共のため」にすることであるから、当然憲法第29条の適用を受けるので補償する必要があるとしている。

注 国が国民の私有財産を積極的に放棄する場合と相手国が日本国民の私有財産に侵害を与えた場合にこれを合法として承認を与えるという場合とを区別して、後者の場合には必ずしも憲法第29条の補償義務を生じないとする説もあるが、これは少数説である。■■■

不開示部分■■■

二 サンフランシスコ条約第14条との関係

右条約第14条は、連合国がその管轄下にある日本国及び日本国民の財産を一部の例外を除いて、「差押え、留置し、清算し、その他何らかの方法で処分する権利」を有することを定めている。

ヴェルサイユ条約（第297条（リ）号）及びイタリア平和条約（第74条（ホ）及び及び第79条（三））は、いずれも戦勝国が戦敗国民の私有財産を留置、清算する場合に、戦敗国は損害を受けた自国民に補償を与えるべきことが条約上の義務として定められている。これに反し、サンフランシスコ条約においては、この種の義務が条約によって定められていないのは、反対解釈として、国内補償を与えないとの趣旨を定めたものであるとの説がある。

もとよりサンフランシスコ条約においては、条約上は国内補償の義務を存しないことは明らかであるが、また反対に明文を持って国内補償を禁じたものでもない。規定の欠缺は、この問題を国内問題として日本の自由に委ねたもので補償を行うと否とについては、条約上は何らの義務もない。明文に補償の規定がないからといって、補償を禁じた趣旨と解することはあまりに牽強附会であろう。国内補償を行うか否かは、一に国内法たる日本国憲法の規定に従うのほかない。

また、サンフランシスコ条約は、戦敗国として押しつけられたものであるから、例えば日韓間のごとく対等の立場にあっても、国が自発的に在鮮財産を放棄する場合とは区別されるべきであり、前者の場合には補償を必要としないが、後者の場合には補償を必要とするとの説がある。

■■■不開示部分■■■日本側の私有財産権尊重を趣旨とした日本財産の確認及び回復の提案を韓国側が承認したとして、次のような事情の発生が予想される。

一 在朝鮮財産は別としても、韓国側は日本有体財産の動乱被害について免責されており、また土地については韓国政府の行った農地改革法を承認せざるを得ないので、我が方取り分は、名目的請求権額より遙かに下回ると考えられる。

二 韓国側債務者の所在等が動乱で分明しない場合が多いし、法秩序の

混乱で我が方債権者にとっては不利である。これに反し、韓国側から遠慮なく取立てられ、防止する方法はない。結局、我が方持ち出しは多くなる。

三 動乱被害免責財産所有者とそうでない者との間に韓側からの取得分について不均衡が生ずる。政府に苦情が申し出される。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号2-20の文書の不開示部分に記録されている情報は、いずれも30年以上前の時点において、①在韓私有財産権放棄と国内補償問題に関して補償義務があるとする多数説や②サンフランシスコ平和条約との関係において外国に存在する日本国民の私有財産権を日本国が放棄した場合にも憲法29条の補償を要するかという問題につき、外務省内部で検討された結果としての具体的見解であり、主として一定の見解に対する理論的な評価等がされたものであると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号2-20の文書の不開示部分に記録されている情報は、在韓私有財産権放棄等に関する外務省内部の具体的見解であって主として一定の見解に対する理論的な評価等がされたものであり、しかも30年以上前のものにすぎないから、上記見解が外務省が独自に有している情報に基づいて検討されたものであったとしても、既に日韓間で請求権協定が締結されていることなど、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、韓国その他の外国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるとはいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ したがって、通し番号2-20の文書の不開示部分に記録されている上

記情報については、結局、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることがを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号2-20の文書の不開示部分に記録されている情報は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

(情報公開法5条6号の該当性について)

(1) 情報公開法5条6号該当性の当てはめ

前記（情報公開法5条3号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号2-20の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと、当該情報は、① 日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても、② 在韓私有財産権放棄等に関する外務省内部の具体的見解であって主として一定の見解に対する理論的な評価等がされたものであり、しかも30年以上前のものにすぎないことも併せ考慮すると、これを公にしたとしても、当該事務又は事業の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって、通し番号2-20の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、これを公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号2-20の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条6号の不開示情報に該当するとは認められない。